

議案第3号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(助成の申請) 第9条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長は、 県内にある保険医療機関において、受 給資格者（ <u>15歳</u> に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある者に限 る。）が医療を受けた場合、福祉医療 費の助成を当該保険医療機関に支払う ことができる。 [3 略]	(助成の申請) 第9条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長は、 県内にある保険医療機関において、受 給資格者（ <u>6歳</u> に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある者に限 る。）が医療を受けた場合、福祉医療 費の助成を当該保険医療機関に支払う ことができる。 [3 略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。